

空き地コモンズ整備支援

公益財団法人
大阪府都市整備
推進センター
からのご案内です

利用予定のない土地を、地域住民のための共用スペースとして活用する際の整備費・改修費・管理費の一部を助成

令和7年度で
助成が
終了します！

対象区域

下記の住宅市街地総合整備事業区域内

- 堺市/新湊地区 ●豊中市/庄内地区・豊南町地区
- 守口市/東部地区・大日・八雲東町地区（八雲東町2丁目の高度利用地区内は除く）
- 門真市/北部地区 ●寝屋川市/萱島東地区・池田・大利地区・香里地区
- 東大阪市/若江・岩田・瓜生堂地区
- 大阪市の一部/住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町丁目に限定

*対象物件が区域内にあるか不明な場合は当センターホームページでご確認いただくか、お気軽にお問い合わせください

助成金額

助成対象：土地所有者、^{※1} 自治会等地元組織やNPO^{※2} など

①土地整備費支援

【助成金額】

1箇所につき**150万円まで**

【助成対象】

設計費、工事費、工事監理費及び維持管理に必要な防災用具費等^{※4}

②建物改修費支援^{※3}

【助成金額】

1箇所につき**150万円まで**
補助率1/2

【助成対象】

地域の共用スペースとして一体的に利用する建物の改修費及び維持管理に必要な備品費等^{※4}の合計額の一部
*耐震性が低い建物は耐震改修が前提となります

③管理費支援

【助成金額】

1箇所につき**年2万円**
3年間が限度

【助成対象】

管理に要する費用
*第三者に管理の一部を委託する場合は**年10万円/ヶ所**を限度に加算します

- ◆整備後**3年**以上の間、地域に開放すること
- ◆整備した土地は責任を持って維持管理するものであること
- ◆契約期間満了後、整備前の原状に復する場合は整備した者の負担により行うこと

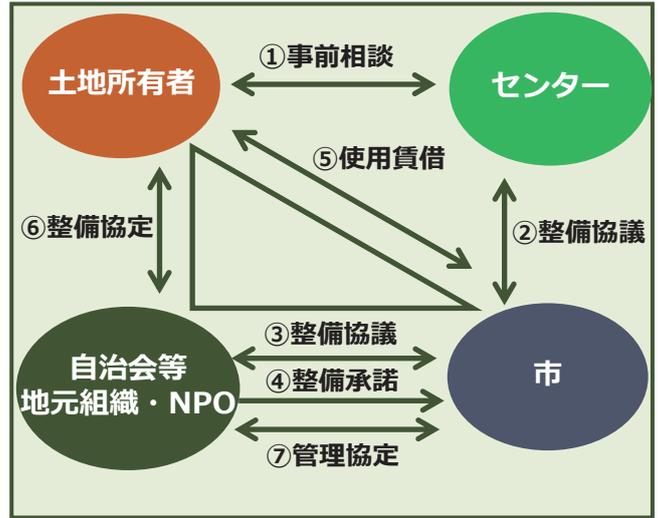
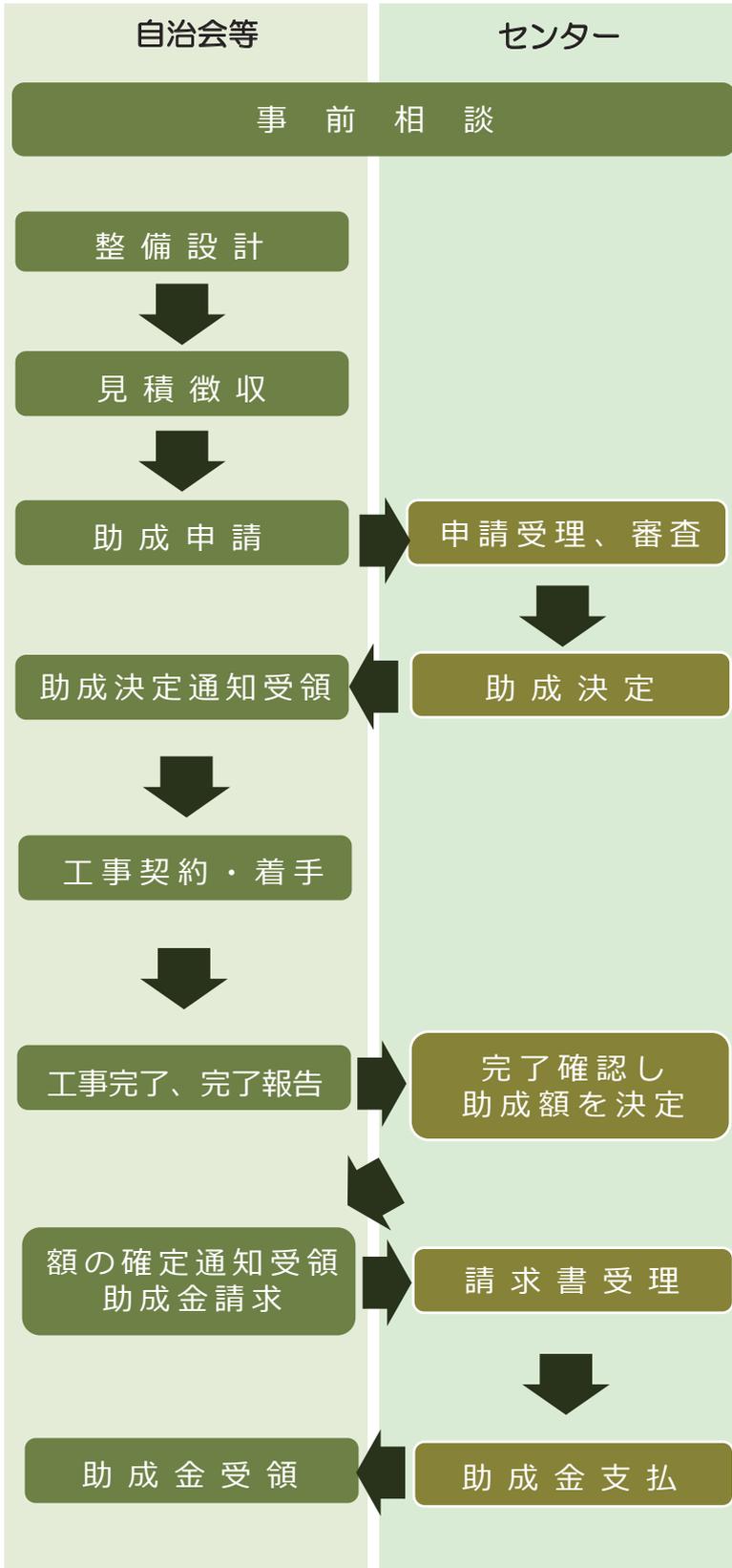


- ※1 文化住宅等所有者など。土地所有者が整備・管理を委託する場合も含む
- ※2 当面利用予定のない土地を借り受け、地域コモンズとして利用するために整備・管理する自治会等
- ※3 ①の土地整備費支援の受付後、原則翌年度末までの受付とする
- ※4 センターが認めたもの

★令和7年度までに限定した助成です。今後、助成の内容が変更になる場合があります★

助成手続き

自治会等整備までの流れ



QA

- Q 土地所有者が希望すれば、地域コモンズとして市が借り上げてくれますか
 A コモンズとして適切な土地なのか、自治会で整備・維持管理する意向があるかなど検討調整したうえで市が使用賃借を判断します。
- Q 市の借上げは有償ですか
 A 無償での土地使用賃借となります
- Q 土地賃借契約期間中に所有者の意向でコモンズを廃止することは可能ですか
 A 賃借契約中はできません
- Q 土地所有者が整備するコモンズの場所や大きさ等について助成要件はありますか
 A 場所や整備計画等からセンターが地域への開放効果等を判断し、助成決定します
- Q 管理を委託する場合の委託先の条件はありますか
 A シルバー人材センターや造園会社等への委託を対象とします。知人等への依頼は対象外となります。
- Q 農地として整備をする場合も対象となりますか
 A 営利目的でなく、地域の住民の方々を利用されるものは、対象とします
 ※計画などについては、個別にご相談ください。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 密集市街地対策課

〒541-0053大阪市中央区本町1丁目8番12号オーク堺筋本町ビル10階

☎ 06-6262-7713 fax: 06-6262-7722

Eメール: omsk@toshiseibi.org ホームページ: <https://www.toshiseibi.org>